

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成しています

トイレや台所、洗濯、お風呂などの排水処理のために合併処理浄化槽を設置する方を対象に、設置費用の一部を補助しています。合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が実現できるだけでなく、きれいな水を河川などに放流することにより自然環境の保護に役立ちます。

今年度、合併処理浄化槽の設置を予定している方はお早めに町建設課上下水道班までご相談ください。

人槽区分	補助金額
5人槽 (住宅の面積が160㎡以下の場合)	47万5千円
7人槽 (住宅の面積が160㎡を超える場合)	55万4千円
10人槽 (台所および浴室が2カ所以上の場合)	70万3千円

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

浄化槽は適切に管理しましょう

浄化槽を設置しても、適切な維持管理が行われないと十分な機能が果たせず、汚水が河川などに流れてしまいます。適切な維持管理と水質保全のため、浄化槽の設置者には法律により次のことが義務付けられています。

【保守点検】通常年4回

汚水が正しく処理されるように、微生物の管理や装置の点検・調整、消毒剤の補充を行います。

※点検業者との契約が必要です。

【清掃】年1回

浄化槽内にたまった汚泥などの除去、機器の洗浄、清掃を行います。

※清掃業者との契約が必要です。

【法定検査】

設置状況や機能を確認するため、浄化槽の使用開始後4カ月から8カ月の間と、その後は年1回水質に関する検査を行います。

検査は、外観から浄化槽の異常の有無を調べる「外観検査」、浄化槽の機能を調べる「水質検査」、維持管理に関する「書類検査」があり、国から指定を受けた検査機関が行います。

法定検査費用5,000円を申請により全額補助しています。詳細は10月1日発行の広報紙でお知らせします。

※公共下水道・農業集落排水整備区域は補助の対象になりません。

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

冬の臨時除雪運転員を募集します

募集職種 ● 臨時除雪運転員

業務内容 ● 町内の除排雪業務、道路維持業務全般

募集人員 ● 1名

募集要件 ● 次の資格等を有する方

- ①公道の除雪作業に必要な運転免許等
 - ・大型特殊運転免許
 - ・車両系建設運転技能講習修了証
- ②公道の除雪作業経験がある方
- ③各種税・使用料等の未納のない方

※早朝作業があるため、選考にあたっては美郷町在住の方を優先します。

雇用期間 ● 平成23年11月中旬～平成24年4月中旬
(降雪状況により変更あり)

勤務時間 ● ①除雪作業の必要がある場合

出勤した時間から7時間45分

②除雪作業の必要が無い場合

午前8時30分～午後5時15分

週5日、1日あたり7時間45分

土日祝日は休み

時給 ● 1,200円

手当等 ● 労働基準法に基づく深夜割増、時間外勤務手当、休日勤務手当

申込期限 ● 9月15日(休)

応募方法 ● ハローワークを通じてお申し込みください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

安心で安全な暮らしを支援します 各種補助制度のお知らせ

住宅のリフォームをお考えの皆さまへ 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満は切り捨て、上限10万円）
対象者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅（住宅の車庫、物置を含む） ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対象工事	次に掲げるすべての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用（消費税および地方消費税の額を含む）が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成23年度中に工事が完了し、平成24年3月31日までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。

住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額（千円未満切り捨て、上限5万円）
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額（千円未満切り捨て、上限60万円）
対象者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対象工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。	

太陽光発電システムの設置をお考えの皆さまへ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助金の額	公称最大出力1kwあたり5万円（上限は最大出力4kw：20万円まで）
対象者	・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方 ・町税および使用料等の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる方 ・町内の事業所等と契約を締結して設置できる方
発電システムの条件	・新規品であること ・公称最大出力が10kw未満のものであること
その他	・秋田県住宅リフォーム緊急支援事業、国や県の太陽光発電システム補助金との併用もできますが、それぞれ補助条件が異なるのでご注意ください。 ・太陽光発電システムを増設する場合も対象となるケースがありますのでご相談ください。

問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910